

平成31年2月3日
逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」
会長 中村 一 雄
書記 高 崎 恒 子

「平成31年2月度役員会」議事録

日 時 平成31年2月3日（日） 10:00 ～11:50
場 所 ゆずり葉コミュニティルーム
出席者 議決権者 : 中村、石谷、古泉、濱崎、柳瀬、湯浅、外山、梅原(誠)、梅原(道)、光村、大森、岩崎、源島、山本、沖田、大澤(委任状)
非議決権者 : 井篋、高崎、篠原、小笠原
行 政 : 山下(市民生活室)、藤田(市民協働推進課)
社 協 : 大関
コンサルタント: 大森(OM)
コープこうべ: 山本 (合計25名)

< 議題 >

報 告

最初に、コープこうべの山本さんから、報告事項(6)について「コープ仁川店」が行う1・2地区送迎バス運用に関する当日配布された6頁の資料により話があった。概要は①試験運行の趣旨 ②運行の概要: 運行エリア、運行期間(2月からスタートし半年後検証し継続か廃止を決める。 ③運行方法 ④運行形式 ⑤利用: 無料、登録制などの説明があり質疑応答の後、希望単位自治会にコープから説明資料を配布する。

- (1) 12/2(日)、「12月度役員会議事録」について
中村会長から資料1～2/13頁は既にご覧頂いていると思うので、説明は省略したい旨提案があり、全員了承。
- (2) 11/14(水)、「第7回まちづくり協議会代表者交流会」報告について
中村会長から資料3～6/13頁について説明があり、特にその中で「地域ごとのまちづくり計画の見直し」の項目について、ゆずり葉コミュニティの現状と今後の方針に対する確認がなされ全員了承。
- (3) 1/9(水)、「第9回まちづくり協議会代表者交流会」次第について
中村会長から資料7/13頁について説明があり、特に問題がなく了承。
- (4) 11/27(火)、12/26(水)、盤滝口～ゆずり葉台口間の歩道拡幅(片側)設置について
中村会長から資料8～10/13頁について説明があった。近年既に数回行政機関に本件に関して拡幅工事の依頼をしているが、改めて逆瀬川マンション自治会の千秋さんが宝塚市道路網基本構想懇話会委員でもあり、阪神北県民局 11/27 と阪神南県民センター(西宮市)12/26、に資料8頁を提出し9・10頁の交渉結果の報告があった。全員了承。
- (5) 1/26(土)、逆瀬台デイサービスセンター改修工事に伴う説明会について

中村会長から資料 11/13 頁について同センターで行われた結果の報告があった。この説明会は宝塚市健康福祉部中出室長と高齢福祉課前田課長が出席し標題について、同センター所長から施設利用者の代表者たちに対して説明があった。内容は認知症の利用者が増え平成31年4月1日から同センター2階で「地域密着型サービス認知症対応型通所介護」を同センター「あゆむ」が行うこととなった。これに伴い市民交流スペースである2階で施設改修工事を行う旨の説明であった。これは聖隷の一方的解釈による内容で、2階部分は市民交流スペースになっており介護施設に変更することの反対を市民側出席者から強い抗議発言になった。聖隷が市行政側と良く打ち合わせを行った後、市民側と話し合うことに決定した。

※2月3日開催の役員会后、同センター所長から回答があり次のようになった。

聖隷が宝塚市高齢福祉課と協議を重ね、前回の説明会を無効とする。その報告の相談会が2月9日(土)に開催され、従来通り、2階部分の市民交流スペースになった。

(6) 冒頭の報告通り

(7) 県立西高・地域オープン講座「フランス語入門」について

西高の外国語科目「フランス語」が生徒とともに地域住民が参加するオープン講座を開講することによって、地域に開かれた学校づくりが推進される。平成31年4月から翌年3月までの1年間、毎週2回学習される。

※地域の募集定員が5名のところ、応募者が12名となり抽選された。

(8) 4/1付発行の「ゆずり葉だより」春第95号について

石谷事務局長から、同号の原稿締め切りを2/12(火)とし、引き取りは3/17(日)とする旨の報告があった。尚、広報紙は数日前に納入され火・木・日の午後2時～3時に引き取りが出来る。

議 題

(1) 平成31年度総会実施日：定例4/28(日)⇒4/20(土)について

昨年の総会で1年間の日程を決定したが、今年5月から令和の元号変更となり、それに伴い4月下旬から10連休となるため1週間日程を繰上げることで決議した。

(2) 平成31年度役員・委員の選出について

中村会長から、昨年12月の役員会で、石谷会長が内定しているので、総会議案書の配布する前の3月下旬までに5役会や石谷会長体制による役員と委員を内定して欲しいとの要望があり全員了解した。

(3) 平成31年度活動報告及び会計報告作成について

活動報告・会計報告は、既に事業として終了しているはずなので、活動報告の締切りは2/18(月)までに、会計精算の現金出し入れの最終締切りは2/21(木)に、出来るだけ早く処理をお願いしたいとの要請があり全員了解した。

(4) 平成31年度定時役員会(総会)議案書について

中村会長から、報告事項(活動・会計・監査)、決議事項(役員委員・事業・予算)共に反映された総会議案書は、4/7(日)までに配布との説明があり、全員了解した。

(5) 市補助金5条4号申請⇒4月中旬 事業内容：継続について

中村会長から、同申請(17万円)につき、平成30年度の事業継続という事で、同じ事業内容で4月下旬に申請したい旨の提案があり、全員了解した。 以上

ゆずり葉コミュニティ5役会「2019年3月9日引継事項」

会長 中村一雄

- (1) 宝塚市市民協働推進課が発行した資料のまち協に関する規程・指針など及び当会の総会議案書・役員会議事録などに記載された事項の遵守と運営推進。
- (2) ゆずり葉だより：
 - ①毎号「宝塚市立中央図書館・資料室」に2部持参（永久保存）。
 - ②個別持参先＝エデンの園、逆小、光中、県宝、西高、市民協働推進課（別紙印刷枚数参照）。
 - ③配布先・部数⇒別紙
 - ④印刷所＝社会福祉法人新生会 井土事業部長 担当
TEL 0798-34-2916
メール swc01@crocus.ocn.ne.jp
〒662-0913 西宮市染殿街2-11
 - ⑤発行期日前、原稿渡し＝30日前⇒チェック13日間
印刷期間7日、配布10日前
 - ⑥広告集金⇒振込＝●岡本祐加子司法書士 〒666-0014
川西市小戸2-6-11 川西合同事務所
●オルタナティブ・スクールとも 〒665-0842
宝塚市川面3-1-10 社長 関 義友
集金＝宝塚自動車、リッツネス、あゆみ建築
- (3) インターネット：
 - ①ポータルサイト 総アクセス数＝10,362件(4/8現在)
 - ②ゆずり葉コミュニティのブログへようこそ！
ニックネーム＝ゆずり葉コミュニティ
パスワード＝XXXXXX
総アクセス数＝3,217,437件(4/8現在)
 - ③「ゆずり葉コミュニティ・掲示板」自由投稿
 - ④その他
- (4) 会計処理：
 - ①補助金に係る補助対象・補助対象外経費の考え方(別紙参照)。
 - ②領収書宛先⇒「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」が基本。
「ゆずり葉コミュニティ」何とかOK。
- (5) コミュニティルーム・準備室の鍵責任保管者(別紙参照)。

以上

平成31年度（2019年度）まちづくり協議会補助金に係る補助対象・補助対象外経費の考え方

※団体構成員・まちづくり協議会の区域の方（個人・自治会・PTA・スポーツクラブ等）

事業費項目	経費
謝金	① 団体構成員以外の講師、指導者への謝金などの個人に対して支払う謝金 ※物品（弁当・食料はご遠慮ください）での謝礼品は消耗品で経理してください ※団体構成員を講師、指導者として謝金を支払う場合は、特別な理由について記した会長名による理由書を必ずつけてください。
交通費	① 補助対象事業に係る連絡、物品調達、研修などに要する電車・バス代 ※原則実費弁償。年間、定例的に電車を利用される場合のレールウェイカード等支給は内規を定めていただいた上での対応とし、実績報告の際、明細を提出して下さい。 ※自家用自動車を利用される場合の実費はガソリン代として研修地までの距離に応じて、1ℓ（＝150円）10km走行可を基本に内規を定めて対応してください。 ※自家用車を利用される場合、補助金での償却、事故補償は出来ません。
雑役務費	① 補助対象経費に係る振込手数料
印刷製本費	① 広報紙、案内チラシ等の印刷代（用紙代は消耗品で経理してください） ② 会議資料等のコピー代 ③ 記録写真の現像代、焼き付け代
通信運搬費	① 補助対象事業に係る物品の搬送料 ② 電話料金・郵便料金・宅配メール便代 ③ プロバイダー料
原材料費	① 実践活動に要する資材・原材料（材木、釘、ペンキ等） ② 料理教室の講師分の食材費（受講生は対象外） ③ 防災訓練の炊き出しの食材費
借上料	① 会議室使用料 ② 機器などのレンタル、リース料、事業会場の音響、照明等の設備・整備費（模擬店等販売等の営利を目的とする設備整備は対象外） ③ バス等の借上料（まちづくりに効果のある視察研修に限る。実績報告時に研修効果の報告を求めます。）
消耗品費 （単体で1万円未満）※税込	① 印刷の用紙代 ② CD、DVD、プリンターインク ③ 記録用写真フィルム代 ④ 参考図書（タイトル、単価を明記。冊数は必要最小限でお願いします） 文具類の購入費 ⑤ 子どもや高齢者向け事業に必要な参加賞（菓子などの食品は対象外）
備品購入費 （単体で1万円以上）※税込	① 活動に必要な備品（記録用デジタルカメラ、パソコン、プリンタ等） ※年額上限は原則10万円以内とし、購入前に市担当者と協議してください ※備品台帳を作成し、後年度まで管理してください
保険料	① ボランティア保険料、行事保険料
負担金	① 研修先の会館等の入館料
会議費	① 会議等でのお茶代（150円程度の飲料は対象。茶菓子は対象外）
光熱水費	① まちづくり協議会の活動で発生する光熱水費 （ただし、会議室使用料との重複申請はできません）
修繕費	① まちづくり協議会の活動に必要な修繕費 ※年額上限は原則10万円以内とし、修繕前に市担当者と協議してください

補助対象外	謝金、賃金等	① 団体構成員に対し、労務対価として支払われる経費
	消耗品費	① 模擬店の食材費、原材料費 ② 料理教室等の文化教室参加者の食材費や材料費
	会議費その他	③ 会議・事業・イベント等での団体構成員の弁当代 ④ 模擬店等販売等の営利を目的とする音響、照明等の設備・整備費

※執行する上でわからないことがあれば、事前に市民協働推進課（TEL:0797-77-2051）までご連絡ください。